

証券コード 2764

2023年6月8日

(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

株 式 会 社 ひ ら ま つ

代表取締役社長兼CEO

遠 藤 久

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第41期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hiramatsu.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）と三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の手順にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（ひらまつ）又は証券コード（2764）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択ください。



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。



本年もより多くの株主の皆さまがご出席いただけるようハイブリッド参加型のバーチャル株主総会を開催します。遠隔地を含む多くの株主様が、インターネットによるライブ配信（中継）にて、株主総会の様子をご視聴いただくことが可能となることもあり、株主総会の出席は、後記のとおり事前登録制とさせていただきます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

本年も、インターネットによるライブ配信（中継）にて、株主総会の様子をご視聴可能となるハイブリッド参加型のバーチャル株主総会とし、株主総会の出席は事前登録制といたします。登録希望者が50名様を超える場合は、抽選で登録者を決定させていただきます。事前登録がない場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

（会場参加の事前登録方法は、次ページの「ご出席の事前登録」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

- （2）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

- （3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

第41期定時株主総会に関する各種スケジュール

		ご参照	期間
当日ご出席の事前登録 50名様を超える場合は抽選とさせていただきます		p 3	2023年6月8日（木）午前10:00 ～6月20日（火）午後6:00
事前のご質問 事前質問受付画面よりご送信ください		p 7	2023年6月20日（火） 午後6時まで
議決権行使	郵送	p 1	2023年6月22日（木） 午後6:00までに到着
	インターネット	p 4	2023年6月22日（木） 午後6:00まで

ご出席の事前登録について

会場でのご出席をご希望の株主さまは、下記より事前登録をお願いいたします。

登録希望者が50名様を超える場合は、抽選で登録者を決定させていただきます。事前登録がない場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

※抽選結果については6月21日（水）にメールにてご通知いたします。

<https://mdh.fm/e?kA8038FWUC>



【受付期間】2023年6月8日（木）午前10:00 ～ 6月20日（火）午後6:00

当日ご出席の株主さまへのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年6月22日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。)

以上

## ライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

2023年6月23日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

### 2. 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」を予めご用意の上、以下の視聴用ウェブサイトにアクセスをお願いいたします。（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください。）

#### ◆視聴用ウェブサイト

<https://v.srdb.jp/2764/2023soukai/>

QRコードはこちら



#### ◆株主ID（半角9桁・ハイフンは不要です。）

議決権行使書用紙又は配当金関連書類等に  
記載されている「株主番号」

（株主番号が8桁の株主様は株主番号の先頭に  
「0」をつけてください。）

#### ◆パスワード（半角7桁・ハイフンは不要です。）

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」

#### ◆視聴テスト

視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。  
ぜひご活用ください。

## 質問の受付について

株主様とのコミュニケーション向上のため、株主総会に関するご質問（会社法第314条に基づく、ご出席株主様による質問権の行使としてのご質問とは異なるため、以下「質問」といいます。）を以下の方法により受け付けております。受け付けた質問は、株主総会における正式なご発言とはなりません、株主総会当日にてご紹介・ご回答させていただくことがございます。ご了承のほど、お願い申し上げます。

### <事前質問受付>

事前質問受付画面より質問内容を記載して、2023年6月20日（火曜日）午後6時までに送信をお願いいたします。

### <当日質問受付>

ライブ配信の画面の「質問受付フォーム」に質問を記載して、株主総会開始後から議長が受付の終了をご案内するまでに送信をお願いします。

### 【株主総会運営についてのご注意事項】

- 当日は質疑応答も含めてライブ配信を予定しておりますので、当日ご出席される株主様で、お名前がライブ配信されることを希望されない株主様のご発言される場合には、出席票の番号のみをお申し出ください。
- 当日の株主総会会場のライブ配信映像は、ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近を会場後方から撮影しますが、ご出席される株主様がやむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただく際には、株主様のご使用になるパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、やむを得ず中止・中断する場合がございます。

### ■お問い合わせ先

バーチャル参加に関してのご不明点については、電話によるお問い合わせにも対応しております。議決権行使書をお手元にご準備の上、以下にお問い合わせください。なお、以下の事項についてはご回答いたしかねます。予めご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
電話：0120-782-041（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。）

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を見据えた動きを含め、景気は緩やかに持ち直しているものの、世界的な金融引締め等、海外景気の下振れが国内景気の下振れリスクとなっていることに加え、円安や食材、エネルギーを中心とした物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動による影響など、経済の先行きは不透明な状況が続いております。一方、外食を取り巻く環境は、婚礼を含む一部の大人数でのパーティ需要を除き、ほぼコロナ前の水準に戻りつつあることに加え、インバウンドについても3月に約182万人の訪日外客数を記録するなど回復傾向が続いております。

このような環境の下、2022年5月13日に公表いたしました「新中期経営計画」（2023年3月期～2025年3月期）に基づき、今後の外食や国内旅行需要の回復を見据えた3つの政策的な投資を実施いたしました。具体的には、お客様へのサービス品質の向上を目的とした店舗設備の修繕投資、優秀な人材の確保と育成のための投資、更なる売上拡大を目的としたマーケティングとブランディングへの投資です。これらの取り組みにより、全ての事業において売上が前年同期に比べ大幅に伸長し、連結会計年度売上の過去最高値を更新いたしました。

利益面においては、前述の政策的な投資により一定程度の費用負担が増加したことに加え、コロナ禍における人員不足の影響を受け、繁忙期に向けた採用コスト及び人件費が増加したことや、円安やエネルギー価格の高騰により、水道光熱費など一部の販売費及び一般管理費も想定以上となりました。

また、政策的な投資を推進する一方で、財務健全化の一環として店舗の閉鎖と店舗の減損損失計上による特別損失を256百万円計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高12,376百万円（前年同期比34.2%増）、営業損失617百万円（前年同期は営業損失2,108百万円、前年同期比70.7%損失減）、経常損失612百万円（前年同期は経常損失1,574百万円、前年同期比61.1%損失減）、親会社株主に帰属する当期純損失904百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,469百万円、前年同期比63.4%損失減）と大幅な増収を実現したことから損失も大幅に減少させることができました。

なお、「新中期経営計画」に対する進捗は、売上高が計画比5.2%増となりその結果、営業損失、経常損失はそれぞれ、計画比1.0%損失減、15.0%損失減と計画を上回っており概ね順調に推移しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### （レストラン事業）

当連結会計年度のレストラン事業の売上高は8,141百万円（前年同期比42.0%増）、営業利益は699百万円（前年同期は営業損失527百万円）となりました。

アフターコロナを背景とした底堅い外食需要に対応するため、独自の安全対策基準「Hiramatsuスタンダード」を遵守しつつ、各店舗において席数やテーブル配置を見直

し、ピーク時における集客数の最大化を図りました。また、原材料等の高騰に対応するため、店舗毎にコースメニューの価格改定を実施したことに加え、お客様の来店意欲の喚起と価値向上による単価アップを図るべく、旬の食材を使用した季節限定メニューの販売促進や、プレミアムワインのグラス販売、ノンアルコールドリンクの販売を強化いたしました。更に、3年振りの行動制限解除により海外提携先のシェフ来日ガラディナーの再開や、全国のイタリア料理のレストランのシェフが一同に集結する合同パーティの開催など、当社独自の企画による積極的なイベント開催などの施策を推進した結果、ランチ売上、ディナー売上ともにコロナ影響前となる2020年3月期を大きく上回る結果となりました。

婚礼営業においては、コロナ禍における対策として進めてきたデジタルマーケティング戦略、及び成約率アップのための社内教育の強化等を進めた結果、新規見学数、成約数ともに順調に推移し、前年を上回る結果となりました。また、コロナ禍以降、婚礼の少人数化傾向が続いていることから、1組あたりの単価を維持するための施策として、お客様に寄り添った的確な提案を行う取り組みや新商品の導入など、レストランウェディングの強みを活かした様々な施策による単価アップを図りました。これらの結果、売上はコロナ影響前となる2020年3月期の水準には戻っていないものの、前年を大幅に上回る結果となりました。

#### （ホテル事業）

当連結会計年度のホテル事業の売上高は4,061百万円（前年同期比21.8%増）、営業損失は90百万円（前年同期は営業損失362百万円）となりました。なお、GOP（販売費及び一般管理費より地代家賃・減価償却費を控除した営業粗利益）につきましては、942百万円（前年同期比50.4%増）となっております。

新型コロナウイルス感染症や自然災害などの影響による予約キャンセルが一部で見られましたが、堅調な国内旅行需要を背景に各拠点の特徴を活かした提案を強化したことにより、各ホテルともに高い稼働となり、売上は前年同期を大幅に上回る結果となりました。特に軽井沢御代田では、「焚火ラウンジ」のサービス、ヴィアでの「バーベキュープラン」に加え、「フォレストダイニングプラン」や、愛犬とご宿泊いただく「ドッグヴィラプラン」など、地域や施設の特長を活かした体験価値向上に向けた様々な施策を推進したことにより、単価、稼働ともに想定を超え、売上は前年同期を大幅に上回りました。また、コロナ禍以降厳しいマーケット環境にあった京都では、アフターコロナにおけるインバウンド需要の回復を見据え、シンガポールで開催されたILTM AP(International Luxury Travel Market Asia-Pacific:世界の富裕層旅行者を取り扱う商談会)への参加などインバウンドの獲得強化を早期に推進した結果、足元では外国人富裕層の予約が動き始めております。

#### （その他）

当連結会計年度のその他の売上高は352百万円（前年同期比22.0%増）、営業利益は66百万円（前年同期比5.5%増）となりました。なお、連結子会社との内部取引にかかる調整額を除いた実績は、売上高174百万円（前年同期比11.3%増）、営業利益66百万円（前年同期比5.5%増）と増収増益となっております。

行動制限の解除によりレストラン・ホテルへの来客数が回復する一方、ワインのオンライン販売は伸び悩みましたが、創業40周年記念の特別ワインセットや、プレミアムシャンパーニュセット、ワイングラス老舗名門ブランドとのコラボレーションによるワイン販売会の実施などにより高価格帯の商品を中心に販売が堅調に推移しました。

また、当社の調理・サービスのノウハウを活かした外部企業での研修実施や学校等での講演など、出店地における地域への貢献や新たな事業領域の開発など、収益多様化への取り組みも推進しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は203百万円でありました。その主なものは、レストラン及びホテル事業における既存店舗の改修等に関する固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当社は、各金融機関との間で、2023年7月末まで既存借入に関する貸付元本の返済猶予について合意しており、一部既存借入において当該手続きのための借換処理を行なっておりますが、実質的な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 38 期<br>(2020年 3 月期) | 第 39 期<br>(2021年 3 月期) | 第 40 期<br>(2022年 3 月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度<br>(2023年 3 月期)) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                | 9,887,175              | 6,266,361              | 9,221,992              | 12,376,512                          |
| 経 常 損 失 (△) (千円)         | △70,563                | △2,440,082             | △1,574,111             | △612,687                            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | △2,097,115             | △4,111,513             | △2,469,533             | △904,024                            |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)       | △48.57                 | △94.22                 | △41.72                 | △12.79                              |
| 総 資 産(千円)                | 21,383,446             | 19,377,796             | 22,804,430             | 21,761,862                          |
| 純 資 産(千円)                | 7,181,030              | 3,185,084              | 5,387,461              | 4,521,965                           |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 163.77                 | 70.51                  | 75.87                  | 63.70                               |

(注) 1. 第38期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

4. 第38期は、度重なる自然災害の発生や労働力の不足等の影響による厳しい経営環境が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期に加え、パーティや法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより減益となりました。

第39期は、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受け大幅な減収となりました。このような環境の下、2020年6月に発足した新経営体制において、コンプライアンス遵守の体制の再確立、財務状況の立て直し、ミッション・ビジョンの策定に加え、働き方改革の推進などの変革に着手いたしました。また、新型コロナウイルス感染症防止策の指針として「Hiramatsuスタンダード」を策定の上、お客様に安心してひらまつ各店をご利用いただく環境を整備し、新型コロナウイルス感染症拡大による減収の影響軽減に努めました。

第40期は、長引く緊急事態宣言とまん延防止等重点措置により、飲食店や商業施設に対して、休業や時短営業、酒類提供の制限が要請されるなど非常に厳しいものとなりましたが、ホテル事業においては、既存店が堅調であったことに加え、「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」の新規出店効果により、ホテル事業全体の売上は過去最高となりました。一方、ビジネスリストラクチャリング（店舗の再配置、人件費や採用コストの削減・適正化、家賃や広告宣伝費を中心とした経費の見直し、遊休資産の売却等）にも取り組み、2店舗の閉鎖と減損損失などによる特別損失を計上した結果、前年同期に対し増収・損失減となりました。また、財務基盤及び収益基盤を強化するため、第三者割当増資による約46億円の調達及び、資本性劣後ローンによる30億円の調達により当面の間の運転資金および投資資金を確保したことにより、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

第41期の業績の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金                    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------|--------------------------|----------|---------------|
| HIRAMATSU<br>EUROPE EXPORT SARL | 328,996千円<br>(2,505千ユーロ) | 100%     | 飲食材の輸出        |

(注) 資本金の( )内は現地通貨で表示し、円貨換算は取得時の為替レートで算出しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社はアフターコロナの事業環境を見据えた成長戦略となる3カ年の新中期経営計画の実行により、初年度の営業キャッシュ・フローの黒字化、2年目の営業利益の黒字化、最終年度の営業利益10億円の達成を目指しております。初年度となる2023年3月期は、過去最高の売上を更新し大幅な増収となったことに加え、営業キャッシュ・フローにおいても、過年度の社会保険料や退店に伴う違約金等の精算など一時的な支出を除いた当期の純営業キャッシュ・フローベースにおいては、黒字化を達成することができました。

次期につきましては、新中期経営計画に基づき、営業利益黒字化の達成に向け、構造的な利益体質化に取り組んでまいります。具体的には、当社の企業価値を創出する人員の充足(採用・育成・定着)を最重要課題として「人財」への投資を推進する一方、水道光熱費をはじめとする販売費及び一般管理費のコストコントロールに加え、売上獲得に向けた政策的な投資の一部を見直し、より慎重に費用対効果を踏まえた投資の最適化を図ります。また、最終年度の営業利益10億円の達成を見据え、利益体質化に向けた構造改革に着手いたします。

加えて、将来の成長投資として店舗の改装や修繕による店舗環境の改善などの戦略投資も計画的に進め、次期においては、当社のフラッグシップである「リストランテASO(代官山)」の全面改装を実施し、新たな時代におけるひらまつならではの価値を創造すると共に、新中期経営計画の達成と今後の更なる成長を目指します。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響でストップしていた新規出店についても、新たなひらまつの価値が提供できると判断した立地については積極的に検討してまいります。

## (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当連結会計年度において売上高の回復はみられるものの、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、継続して営業損失を計上しており財務制限条項に抵触している状況にあります。

しかしながら、このような状況に対し、アフターコロナを見据えた新中期経営計画の推進により早期の黒字化を目指すとともに、前連結会計年度に実施した第三者割当増資による46億円の資金調達及び、30億円の資本性劣後ローンによる資金調達により十分な運転資金を確保していることに加え、各金融機関との間で、2023年7月末まで既存借入に関する貸付元本の返済猶予について合意していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

レストラン・ホテルの経営及びこれらに付帯する一切の事業

(7) 主要な店舗及び営業所 (2023年3月31日現在)

|                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| レストラン ひらまつ 博多                      | 店舗：福岡市博多区    |
| ラ・フエット ひらまつ                        | 店舗：大阪市北区     |
| レストラン ひらまつ 高台寺                     | 店舗：京都市東山区    |
| メゾン ポール・ボキ्यूーズ                    | 店舗：東京都渋谷区    |
| ジャルダン ポール・ボキ्यूーズ                  | 店舗：石川県金沢市    |
| ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼ             | 店舗：東京都港区     |
| ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 銀座              | 店舗：東京都中央区    |
| ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 大丸東京            | 店舗：東京都千代田区   |
| オーベルジュ・ド・リル ナゴヤ                    | 店舗：愛知県名古屋市中区 |
| オーベルジュ・ド・リル トーキョー                  | 店舗：東京都港区     |
| オーベルジュ・ド・リル サッポロ                   | 店舗：北海道札幌市中央区 |
| サン・ス・エ・サヴール                        | 店舗：東京都千代田区   |
| フィリップ・ミル 東京                        | 店舗：東京都港区     |
| レストラン M I N A M I                  | 店舗：北海道札幌市中央区 |
| アルジェン                              | 店舗：東京都中央区    |
| リストランテ A S O                       | 店舗：東京都渋谷区    |
| 代官山 A S O チェレステ 二子玉川店              | 店舗：東京都世田谷区   |
| 代官山 A S O チェレステ 日本橋店               | 店舗：東京都中央区    |
| リストランテ K u b o t s u               | 店舗：福岡市中央区    |
| リストランテ ル・ミディ ひらまつ                  | 店舗：大阪市北区     |
| 高台寺 十牛庵                            | 店舗：京都市東山区    |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢島  | 店舗：三重県志摩市    |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱海  | 店舗：静岡県熱海市    |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙石原 | 店舗：神奈川県箱根町   |
| THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座 | 店舗：沖縄県国頭郡    |
| THE HIRAMATSU 京都                   | 店舗：京都市中京区    |
| THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田              | 店舗：長野県御代田町   |
| オーベルジュ・ド・ふれざんす 桜井                  | 店舗：奈良県桜井市    |
| 本 社                                | 東京都渋谷区       |

(注) ジャルダン ポール・ボキ्यूーズはカフェ&ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズを、ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼはサロン・ド・テ ロンド、カフェ コーユー、カフェテリア カレを、リストランテASOはカフェ・ミケランジェロを併設しております。

## (8) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部                      | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------------------|------------|-------------|
| レストラン事業部<br>ホテル事業部<br>本社 | 679 (71) 名 | +28 (+19) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 677 (71) 名 | +28 (+19) 名 | 34.1歳 | 6.26年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額         |
|--------------|-------------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 3,550,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 2,926,000千円 |
| 株式会社京都銀行     | 2,159,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,697,300千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,582,000千円 |
| 株式会社北國銀行     | 959,581千円   |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 875,000千円   |
| 株式会社福岡銀行     | 275,000千円   |
| 株式会社第四北越銀行   | 200,000千円   |

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 74,740,400株（自己株式4,095,239株を含む）
- ③ 株主数 34,940名（前事業年度末比3,719名増）

#### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------|------------|---------|
| 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント    | 25,568,100 | 36.19%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 3,398,800  | 4.81%   |
| ひらまつ社員持株会                 | 1,549,700  | 2.19%   |
| エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社          | 1,500,000  | 2.12%   |
| 中川 一                      | 706,800    | 1.00%   |
| 株式会社三井住友銀行                | 600,000    | 0.85%   |
| 株式会社太平洋クラブ                | 568,100    | 0.80%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）        | 548,800    | 0.78%   |
| 野村證券株式会社（常任代理人株式会社三井住友銀行） | 517,514    | 0.73%   |
| 野村證券株式会社                  | 515,900    | 0.73%   |

（注）１．当社は、自己株式を4,095,239株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

② その他新株予約権に関する重要事項（2023年３月31日現在）

2021年７月16日開催の取締役会決議に基づき発行した第７回新株予約権

|                                     |                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の数                             | 177,852個                          |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数                   | －                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数              | 普通株式 17,785,200株                  |
| 新株予約権の行使期間                          | 2021年８月31日～2029年８月30日             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 176円<br>資本組入額 88円            |
| 新株予約権の行使の条件                         | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。           |
| 割当先                                 | 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント            |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | －                                 |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 会社における地位    | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      |
|-------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼CEO | 遠 藤 久     | 株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長                                                                                                |
| 取 締 役 CFO   | 北 島 英 樹   | —                                                                                                                 |
| 取 締 役       | 成 瀬 功 一 郎 | ジェミニストラテジーグループ株式会社 マネジメントパートナー                                                                                    |
| 取 締 役       | 熊 谷 信 太 郎 | 熊谷総合法律事務所 所長                                                                                                      |
| 取 締 役       | 楠 本 正 幸   | NTT都市開発株式会社 顧問                                                                                                    |
| 取 締 役       | 韓 俊       | 株式会社マルハン 代表取締役北日本カンパニー社長<br>株式会社太平洋クラブ 代表取締役社長<br>株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント 代表取締役<br>株式会社坐忘resort 代表取締役              |
| 取 締 役       | 笹 尾 佳 子   | 株式会社三機サービス 社外取締役<br>日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザリー委員<br>日本国土開発(株)常務執行役員戦略本部副本部長<br>人財戦略担当兼働き方改革推進室長<br>株式会社ユー・エス・エス社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役   | 桑 原 清 幸   | 桑原清幸会計事務所 代表                                                                                                      |
| 監 査 役       | 唐 澤 洋     | 公認会計士税理士唐澤洋事務所 代表                                                                                                 |
| 監 査 役       | 岩 田 美 知 行 | レイセントグループ株式会社 代表取締役                                                                                               |

- (注) 1. 取締役熊谷信太郎氏、楠本正幸氏、韓俊氏、笹尾佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑原清幸氏、唐澤洋氏及び岩田美知行氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊谷信太郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当の知見を有しております。
4. 監査役桑原清幸氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当の知見を有しております。
5. 監査役唐澤洋氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に関する相当の知識を有しております。
6. 取締役熊谷信太郎氏、取締役笹尾佳子氏、監査役桑原清幸氏、監査役唐澤洋氏及び監査役岩田美知行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合、法令に定める最低責任限度額を以て、賠償責任の限度とする。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

### a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人

### b. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

### c. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）      |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 非金銭報酬等        |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 125,662<br>(13,500) | 91,459<br>(13,500)  | 34,202<br>(－) | 7<br>(4)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,984<br>(16,984)  | 16,984<br>(16,984)  | －<br>(－)      | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 142,647<br>(30,484) | 108,444<br>(30,484) | 34,202<br>(－) | 10<br>(7)             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年12月22日開催の第18期定時株主総会決議において決議された年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEOが取締役会の授權により決定しています。
2. 非金銭報酬等として上記報酬の額とは別に、2020年6月26日開催の第38期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2020年6月26日開催の定時株主総会にて承認された、譲渡制限付株式報酬として取締役2名が保有する株式に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役のうち業務執行取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬等の34,202千円の内容は、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬によるものです。

⑦ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2000年12月22日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。監査役の金銭報酬の限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時における取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬プロセスに関しては、代表取締役社長兼CEO遠藤久が取締役の報酬基準（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含みます。）を策定し、ガバナンス委員会での審議を求め、同委員会において、当該基準の合理性の審議（取締役の選任基準との整合性、他社報酬動向との比較検討、当社の業績との整合性及び当社の従業員給与水準との整合性）を行って取締役会に答申し、取締役会は、これを受け当該報酬基準を決議しています。

ii) 決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の役員報酬を決定するにあたっての方針は、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。取締役の報酬は、定額報酬と中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬で構成し、定額報酬につきましては株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEO遠藤久がガバナンス委員会の答申を受けて取締役会にて決議された取締役報酬基準に基づき決定してまいります。

(b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業界水準、当社グループの連結業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定します。業務執行取締役については、これをベースとして、前事業年度の担当部門の業績達成度合いを加えて決定するものとします。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等として、直接的な支給は行わないものとします。ただし、基本報酬に業績連動部分があることを考慮し、適宜、環境の変化に応じて決定します。非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬によるものとし、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当数を決定します。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業界の報酬水準を踏まえ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに連動した基本報酬を主なものとします。業績連動報酬等を採用する場合または新たに非金銭報酬等を実施する場合には、ガバナンス委員会においてその割合や役位に応じたウエイト等について検討を行い、取締役会に答申するものとします。

iii) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、ガバナンス委員会にて審議の上、取締役会で決議された決定方針に基づき、代表取締役社長が個人別報酬を決定するとしていること、また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったかガバナンス委員会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長兼CEO遠藤久に、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任しております。

⑩ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役熊谷信太郎氏は、熊谷綜合法律事務所の所長であります。当社は熊谷綜合法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
- ・取締役楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の顧問であります。2015年にNTT都市開発株式会社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績があります。
- ・取締役韓俊氏は、株式会社マルハン代表取締役北日本カンパニー社長、株式会社太平洋クラブ代表取締役社長及び株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント代表取締役であります。当社は、株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント及び株式会社太平洋クラブと資本業務提携及びサービス提供に関する契約を締結しております。また、株式会社坐忘resort代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役笹尾佳子氏は、株式会社三機サービス社外取締役、日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザリー委員、日本国土開発(株)常務執行役員戦略本部副本部長人財戦略担当兼働き方改革推進室長及び、株式会社ユー・エス・エス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役桑原清幸氏は、桑原清幸会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役唐澤洋氏は、公認会計士税理士唐澤洋事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩田美知行氏は、レイセントグループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ア．取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会（16回開催） |      | 監査役会（16回開催） |      |
|------------|-------------|------|-------------|------|
|            | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 熊谷 信太郎 | 16回         | 100% | —           | —    |
| 取締役 楠本 正幸  | 15回         | 94%  | —           | —    |
| 取締役 韓 俊    | 11回         | 69%  | —           | —    |
| 取締役 笹尾 佳子  | 13回         | 100% | —           | —    |
| 監査役 桑原 清幸  | 16回         | 100% | 16回         | 100% |
| 監査役 唐澤 洋   | 16回         | 100% | 16回         | 100% |
| 監査役 岩田 美知行 | 16回         | 100% | 16回         | 100% |

（注）取締役笹尾佳子氏は、2022年6月24日開催の第40期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2022年6月24日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

なお、取締役会当日に出席できない場合は事前に議案を説明の上、決議にかかる意思を確認しております。

ハ．社外取締役及び社外監査役の活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要

- ・取締役熊谷信太郎氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、取締役会では法律の専門家として客観的立場から活発に発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役楠本正幸氏は、長年にわたり不動産事業を展開する企業の経営に携わり豊富な経験と専門的な識見を有しております。取締役会では当社のホテル事業推進に関する有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役韓俊氏は、多くの企業経営経験を有し、現場や顧客視点での企業改革の実績を有しております。取締役会では、それらの経験と知見を活かした企業価値拡大のための有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役笹尾佳子氏は、複数の企業経営や社外取締役としての経験と実績を有しております。取締役会では、人事制度設計や人材育成体系構築等の実績を活かした有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

- ・監査役桑原清幸氏は、監査・会計分野に関する教育・研究を行った経験と知見に基づき、公認会計士・税理士として客観的立場から取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的行いました。
- ・監査役唐澤洋氏は、企業会計に関する会計士としての経験と専門知識に基づき、会計の専門家として客観的立場から取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・監査役岩田美知行氏は、企業経営に関するコンサルティング業務を中心に高い専門性と幅広い業務経験の観点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人ハイビスカス

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 36,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間と報酬額との推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間と報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬については監査の品質を維持向上していくための合理的水準であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長兼CEOは、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、法務部にコンプライアンス責任者を設置するとともに、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。
  - (2) 当社は、法務省が公表する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。
  - (3) 当社は、危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、コンプライアンスを含むリスク対応教育の検討、リスク管理状況の定点観測、クライシス発生時の迅速かつ的確な対応及びその後の再発防止を行うものとする。危機管理委員会は、下部組織として危機管理推進会議を設置し、各部署より内部統制推進要員を会議メンバーとして招集し、危機管理委員会が定める危機管理推進計画に基づき、リスクの事前予防の計画を立案し、その実施状況をモニタリングする。
  - (4) 当社は、独立社外取締役を委員長としたガバナンス委員会を設置し、取締役及び監査役の推薦並びに取締役報酬の諮問を行うとともに、関連当事者間取引の合理性の諮問を行う。
  - (5) 取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会の過半数を社外取締役とする。
  - (6) 法務部は、コンプライアンスに関する業務を管掌し、当社におけるコンプライアンス体制の構築を推進する。
  - (7) 内部統制推進室は、危機管理委員会の事務局を担い、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の充実及び危機管理推進計画の立案及びその実施を行う。
  - (8) 内部監査室は、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の実施状況を監査し、取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - (1) 当社は、取締役会事務局を経営企画室内に置き、事務局機能の人的リソースを確保する。
  - (2) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、危機管理規程に基づき、危機管理委員会がこれを管掌し、危機管理委員会の下部組織として内部統制の課題を含む当社のリスク対応の運営組織として危機管理推進会議を設置して、会議メンバーとして各部署より内部統制推進要員を招集して活動する。
- (2) 危機管理委員会は、危機管理計画、危機管理の状況その他危機管理に関する重要事項を審議・承認し、必要に応じて危機管理推進会議に対して活動改善を指示する。
- (3) 危機管理推進会議は、当社のリスク対応の運営組織として四半期ごとに開催し、各部署の内部統制推進要員を会議メンバーとして活動し、内部統制の課題を含む当社の危機管理計画案を策定し、モニタリングする。
- (4) 重要リスクの特定とモニタリングについては、3つのディフェンスラインの考え方にに基づき、重要リスクの特定と対応（内部統制の整備と運用）及びモニタリングに係る体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、原則として月1回取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。
- (2) 当社では、取締役、執行役員以上の経営幹部等で構成され、必要と判断した場合には社外役員等も参加する経営会議を定期的に開催し、経営課題について議論するほか、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っており、必要な場合は審議結果を取締役に付議する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、グループ各社全体の内部統制を担当する部門を内部統制推進室とし、グループ会社各社における内部統制の実効

性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社の監査役会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役会の職務を補助する事務局を内部統制推進室に設置するものとし、取締役からの独立性を確保し、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
  - (2) 監査役会事務局を担う使用人の人事考課にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。
  - (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- ⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、上記⑦の報告をした者について当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、定期的に取り締り及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 取締役会は、法令及び社内規程に従って、重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。2021年3月より、コーポレートカレンダーに沿って、各月で審議すべき事項を取締役に付議することによって、重要議案の付議の漏れを防止しています。
- ② 2022年6月24日に開催した取締役会において、社外取締役 笹尾佳子氏を選任し、同日就任いたしました。これにより、取締役会の過半数を社外取締役とする体制を構築しています。
- ③ 経営企画室内に取締役会事務局を設置し、取締役会資料の質の向上と提出の早期化を実施しています。
- ④ ガバナンス委員会の構成を適正化し、取締役の推薦並びに取締役報酬、関連当事者間取引の合理性について、ガバナンス委員会に適切に諮問を行い、ガバナンス委員会の答申に基づき決定を行っています。
- ⑤ 危機管理推進会議を中心に、当社が抱える事業上のリスクを抽出し、リスクマップを作成いたしました。当該リスクマップに基づき、2022年3月期下期において、危機管理計画を策定し、これを実施いたしました。また、2022年3月期下期の危機管理活動の成果を基盤とし、2023年度の危機管理計画を策定し、危機管理委員会において決定し、適切に取締役会に対して報告しています。また、重大なクライシスである新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対応について、BCP会議を開催し、適切に対応しています。
- ⑥ 経営会議を定期的に開催し、重要な決定事項を審議しています。また、経営方針会議、エリアコミュニケーションリーダー会議等を設置し、内部統制を含む、人事施策や組織・会議体、情報管理体制の構築や、新中期経営計画の推進など経営に関する重要事項の討議、共有や業績報告などの場を設けています。

- ⑦ 取締役会、ガバナンス委員会、経営会議、危機管理委員会等の重要な会議体の決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。
- ⑧ 法務部、人事部を中心に、内部統制やコンプライアンスに関する研修を実施し、全従業員が受講しています。また、内部統制推進室を中心に、重要な個人情報を取り扱うブライダル事業部及び人事部に対して、個人情報保護研修を実施しています。
- ⑨ 監査役は、代表取締役、及び業務執行取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実効性のある監査役監査の実施に努めております。
- ⑩ 監査役会事務局を内部統制推進室内に設置し、監査役会が必要とする情報の収集や経費精算、監査役会議事録の作成及び保管を実施しています。
- ⑪ 代表取締役社長兼CEOに直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を代表取締役社長兼CEO、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。
- ⑫ 金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部           |            |
|-------------|------------|-------------------|------------|
| 科 目         | 金 額        | 科 目               | 金 額        |
| 流 動 資 産     | 7,630,499  | 流 動 負 債           | 1,983,395  |
| 現金及び預金      | 5,259,699  | 買 掛 金             | 458,930    |
| 売 掛 金       | 709,757    | 未 払 金             | 438,058    |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,337,535  | 未 払 費 用           | 263,975    |
| 前 渡 金       | 100,905    | 未 払 法 人 税 等       | 32,424     |
| そ の 他       | 225,836    | 未 払 消 費 税 等       | 253,990    |
| 貸 倒 引 当 金   | △3,235     | 契 約 負 債           | 424,873    |
| 固 定 資 産     | 14,125,748 | そ の 他             | 111,143    |
| 有 形 固 定 資 産 | 12,850,403 | 固 定 負 債           | 15,256,500 |
| 建物及び構築物     | 10,888,839 | 社 債               | 300,000    |
| 機械装置及び運搬具   | 7,159      | 長 期 借 入 金         | 14,223,881 |
| 工具、器具及び備品   | 1,063,999  | リ ー ス 債 務         | 91,401     |
| 土 地         | 764,963    | 資 産 除 去 債 務       | 615,417    |
| リ ー ス 資 産   | 118,539    | そ の 他             | 25,801     |
| 建 設 仮 勘 定   | 6,902      | 負 債 合 計           | 17,239,896 |
| 無 形 固 定 資 産 | 33,494     | 純 資 産 の 部         |            |
| 投資その他の資産    | 1,241,850  | 株 主 資 本           | 4,370,765  |
| 敷金及び保証金     | 1,205,788  | 資 本 金             | 100,000    |
| そ の 他       | 36,061     | 資 本 剰 余 金         | 7,658,519  |
| 繰 延 資 産     | 5,614      | 利 益 剰 余 金         | △1,321,378 |
| 新株予約権発行費    | 4,097      | 自 己 株 式           | △2,066,375 |
| 社 債 発 行 費   | 1,517      | その他の包括利益累計額       | 129,680    |
|             |            | 為替換算調整勘定          | 129,680    |
|             |            | 新 株 予 約 権         | 21,520     |
|             |            | 純 資 産 合 計         | 4,521,965  |
| 資 産 合 計     | 21,761,862 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 21,761,862 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 12,376,512 |
| 売上原価            | 5,208,837  |
| 売上総利益           | 7,167,675  |
| 販売費及び一般管理費      | 7,784,919  |
| 営業外収益           | 617,244    |
| 受取利息            | 122,563    |
| 補助金収入           | 50         |
| その他の収入          | 82,959     |
| 営業外費用           | 39,553     |
| 支払利息            | 118,007    |
| 社債償替            | 91,539     |
| 株式報酬費用          | 395        |
| 減損損失            | 1,289      |
| 経常損失            | 13,909     |
| 特別利益            | 10,872     |
| 固定資産売却益         | 612,687    |
| 特別損失            | 7,272      |
| 解約違約金           | 7,272      |
| 店舗閉鎖損           | 256,141    |
| 減損損失            | 6,759      |
| 税金等調整前当期純損失     | 31,815     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 217,566    |
| 法人税等調整額         | 861,556    |
| 当期純損失           | 32,424     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 10,043     |
|                 | 904,024    |
|                 | 904,024    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由            | 株主資本       |           |            |            |           |
|---------------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 3,513,525  | 4,244,993 | △417,354   | △2,066,375 | 5,274,789 |
| 当期変動額               |            |           |            |            |           |
| 減資                  | △3,413,525 | 3,413,525 | -          | -          | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     | -          | -         | △904,024   | -          | △904,024  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | -          | -         | -          | -          | -         |
| 当期変動額合計             | △3,413,525 | 3,413,525 | △904,024   | -          | △904,024  |
| 当期末残高               | 100,000    | 7,658,519 | △1,321,378 | △2,066,375 | 4,370,765 |

| 残高及び変動事由            | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|-------------|---------------|--------|-----------|
|                     | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |        |           |
| 当期首残高               | 91,152      | 91,152        | 21,520 | 5,387,461 |
| 当期変動額               |             |               |        |           |
| 減資                  | -           | -             | -      | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     | -           | -             | -      | △904,024  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 38,528      | 38,528        | -      | 38,528    |
| 当期変動額合計             | 38,528      | 38,528        | -      | △865,495  |
| 当期末残高               | 129,680     | 129,680       | 21,520 | 4,521,965 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数  | 1 社                          |
| ② 連結子会社の名称 | HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL |

#### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日の3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

- |                       |                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| ・ 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法により評価しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。 |
| ・ 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法により評価しております。                                    |

##### ② 棚卸資産

- |            |                                             |
|------------|---------------------------------------------|
| ・ 食材（原材料）  | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ・ ワイン（原材料） | 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。     |
| ・ 貯蔵品      | 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。   |

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 3年から50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年から5年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年から20年 |

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に記載のとおりであります。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費については3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産の減損会計を適用するに当たっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基礎とし資産のグルーピングを行っております。これらの資産グループのうち、減損の兆候のあるグループの固定資産の帳簿価額及び減損損失の事業ごとの合計は下記のとおりです。

(単位：千円)

|         | 減損損失    | 固定資産      |
|---------|---------|-----------|
| レストラン事業 | 217,566 | 1,292,758 |
| ホテル事業   | —       | 8,703,559 |

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価

額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額により算定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて、正味売却価額は不動産鑑定評価額等を基礎として算定しております。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中長期の事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、レストランにおける来店客数、婚礼組数、組単価及び人件費、ホテルにおける稼働率、組単価及び人件費ならびに新型コロナウイルス感染症の影響であります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、一部の事業においては、いまだ需要がコロナ前の水準に戻っていないことから、2024年3月頃までは一定の影響が残るものと見込んでおります。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローは現時点における最善の見積りであると考えておりますが、来店客数等の主要な仮定に基づく見積りは不確実性を伴い、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しには不確実性を伴うため、当該感染症の収束に更に時間を要する場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 19,047千円

（相殺前の繰延税金資産の金額 115,311千円）

### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは中長期の事業計画を基礎としておりますが、繰延税金資産の算出に当たっては翌年度の予算に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により回収可能性を判断しております。

## ②主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画及び翌年度の予算の主要な仮定は、レストランにおける来店客数、婚礼組数及び組単価、ホテルにおける稼働率及び組単価であります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、一部の事業においては、いまだ需要がコロナ前の水準に戻っていないことから、2024年3月頃までは一定の影響が残るものと見込んでおります。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは現時点における最善の見積りであると考えておりますが、来店客数等の主要な仮定に基づく見積りは不確実性を伴い、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しには不確実性が伴うため、実際の収束時期が予測から乖離した場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,820,178千円

#### 2. 担保資産

##### (1) 担保に供している資産

|         |              |
|---------|--------------|
| 建物及び構築物 | 5,025,200 千円 |
| 土地      | 160,993      |
| 敷金及び保証金 | 1,175,038    |
| 計       | 6,361,231    |

##### (2) 担保に係る債務

|       |              |
|-------|--------------|
| 長期借入金 | 4,715,000 千円 |
| 計     | 4,715,000    |

#### 3. 財務制限条項

以下の長期借入金（シンジケートローン契約を含む）には財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約上の全ての債務の返済についての期限の利益の喪失を債権者より請求される可能性があります。

(1) コミット型シンジケートローン（2023年3月31日現在 借入残高3,315,000千円）

①各年度末の連結貸借対照表における純資産額を、2018年3月期末の連結貸借対照表における純資産額の75%、又は直前の年度末の連結貸借対照表における純資産額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

②各年度の連結損益計算書における経常損益を2期連続して損失としないこと。

(2) 金銭消費貸借契約（2023年3月31日現在 借入残高1,665,000千円）

①各年度末の連結貸借対照表における純資産額を直前の年度末の連結貸借対照表における純資産額の75%以上に維持すること。

②各年度の連結損益計算書における経常損益を2期連続して損失としないこと。

なお、当社は、当連結会計年度末における連結純資産の金額が一定水準を下回ったことにより、上記の契約における財務制限条項に抵触している状況にありますが、金融機関からは期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて承諾を得ております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 用 途  | 場 所     | 種 類 | 減損損失（千円） |
|------|---------|-----|----------|
| 店舗設備 | 東京都千代田区 | 建物等 | 132,674  |
| 店舗設備 | 京都市東山区  | 建物等 | 49,391   |
| 店舗設備 | 東京都港区   | 建物等 | 35,500   |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の悪化した資産グループについて、当連結会計年度末において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額と種類ごとの内訳

| 種 類       | 金 額       |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 205,158千円 |
| 工具、器具及び備品 | 11,787    |
| その他       | 619       |
| 合計        | 217,566   |

(4) 資産のグルーピング方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループは資産グループの回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額等を基に算定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.65%で割り引いて算定しております。なお、一部の資産グループについては、原状回復費用として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行い、この見積りの変更による増加額を資産除去債務に計上するとともに、同時に計上した建物等について減損損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 74,740,400株   | 一株           | 一株           | 74,740,400株  |

## 2. 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 4, 018, 739株  | 76, 500株     | 一株           | 4, 095, 239株 |

(注) 自己株式の増加76,500株は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものです。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

該当事項はありません。

## 4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 17,785,200株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するため必要に応じて利用を検討しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、債権与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、一部外貨建のものについては為替の変動リスクにさらされておりますが、当該営業債務は金額が少ないためリスクは僅少であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間又は償還日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクにさらされております。

営業債務や借入金、社債は流動リスクにさらされておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円)  |
|-------------|--------------------|------------|----------|
| (1) 敷金及び保証金 | 1,205,788          | 1,186,514  | △19,274  |
| 資産計         | 1,205,788          | 1,186,514  | △19,274  |
| (1) 社債      | 300,000            | 294,474    | △5,525   |
| (2) 長期借入金   | 14,223,881         | 13,904,712 | △319,168 |
| 負債計         | 14,523,881         | 14,199,186 | △324,694 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

|         | レベル1 | レベル2       | レベル3 | 合計（千円）     |
|---------|------|------------|------|------------|
| 敷金及び保証金 | -    | 1,186,514  | -    | 1,186,514  |
| 社債      | -    | 287,608    | -    | 287,608    |
| 長期借入金   | -    | 13,813,193 | -    | 13,813,193 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資産

##### (1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 負債

##### (1) 社債、(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

|               | 報告セグメント   |           |            | その他<br>（注） | 計          |
|---------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|               | レストラン事業   | ホテル事業     | 計          |            |            |
| 売上高           |           |           |            |            |            |
| サービスの提供       | 8,054,854 | 3,922,732 | 11,977,587 | -          | 11,977,587 |
| 物販その他等        | 86,498    | 138,369   | 224,868    | 174,056    | 398,925    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,141,353 | 4,061,101 | 12,202,455 | 174,056    | 12,376,512 |
| 外部顧客への売上高     | 8,141,353 | 4,061,101 | 12,202,455 | 174,056    | 12,376,512 |

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オンライン販売などの事業を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、レストラン事業及びホテル事業を主な事業内容としております。各事業における主な履行義務の内容は、次のとおりであります。

(1) レストラン事業…主にレストランに来店されるお客様を顧客としており、サービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

(2) ホテル事業…主にホテルに宿泊されるお客様を顧客としており、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供の進捗に応じて充足されると判断しており、当該サービス提供の進捗に応じて収益を認識しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 559,395 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 709,757 |
| 契約負債（期首残高）          | 361,217 |
| 契約負債（期末残高）          | 424,873 |

契約負債は、主にレストラン事業において提供される婚礼サービスにおける顧客からの前受金及び当社が発行する食事券等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債の増減は、前受金の受領による増加及び収益認識により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は303,836千円であります。当連結会計年度において契約負債が63,656千円増加した主な要因は、婚礼サービスにおける顧客からの前受金が45,484千円増加したことによるものであります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 63円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 12円79銭 |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部          |                   |
|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>7,756,745</b>  | <b>流 動 負 債</b>   | <b>2,066,490</b>  |
| 現金及び預金             | 5,235,730         | 買掛金              | 543,633           |
| 売掛金                | 709,757           | 未払金              | 438,058           |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,506,431         | 未払費用             | 263,126           |
| 前渡金                | 83,669            | 未払法人税等           | 32,424            |
| 前払費用               | 183,129           | 未払消費税等           | 253,990           |
| その他の               | 41,261            | 契約負債             | 424,873           |
| 貸倒引当金              | △3,235            | その他の             | 110,383           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>14,193,851</b> | <b>固 定 負 債</b>   | <b>15,256,500</b> |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>12,856,000</b> | 社債               | 300,000           |
| 建物及び構築物            | 10,888,839        | 長期借入金            | 14,223,881        |
| 車両運搬具              | 7,159             | リース債務            | 91,401            |
| 工具、器具及び備品          | 1,069,595         | 資産除去債務           | 615,417           |
| 土地                 | 764,963           | 繰延税金負債           | 19,047            |
| リース資産              | 118,539           | その他の             | 6,753             |
| 建設仮勘定              | 6,902             | <b>負 債 合 計</b>   | <b>17,322,990</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>33,494</b>     | <b>純 資 産 の 部</b> |                   |
| 商標権                | 3,218             | <b>株 主 資 本</b>   | <b>4,611,700</b>  |
| ソフトウェア             | 28,755            | 資 本 金            | 100,000           |
| ソフトウェア仮勘定          | 803               | 資 本 剰 余 金        | 7,658,519         |
| 電話加入権              | 717               | 資 本 準 備 金        | 3,304,735         |
| <b>投資その他資産</b>     | <b>1,304,356</b>  | その他資本剰余金         | 4,353,783         |
| 関係会社株式             | 63,274            | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>△1,080,443</b> |
| 敷金及び保証金            | 1,205,020         | 利 益 準 備 金        | 7,402             |
| その他の               | 36,061            | その他利益剰余金         | △1,087,846        |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>5,614</b>      | 繰越利益剰余金          | △1,087,846        |
| 新株予約権発行費           | 4,097             | 自 己 株 式          | △2,066,375        |
| 社債発行費              | 1,517             | 新 株 予 約 権        | 21,520            |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>4,633,220</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>21,956,211</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>21,956,211</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 12,371,585 |
| 売上原価         | 5,245,234  |
| 売上総利益        | 7,126,351  |
| 販売費及び一般管理費   | 7,764,957  |
| 営業損失         | 638,606    |
| 営業外収益        | 122,798    |
| 受取利息         | 50         |
| 補助金収入        | 83,319     |
| その他          | 39,428     |
| 営業外費用        | 118,007    |
| 支払利息         | 91,539     |
| 社債替          | 395        |
| 株式報酬費用       | 1,289      |
| その他          | 13,909     |
| 経常損失         | 10,872     |
| 特別利益         | 633,815    |
| 固定資産売却益      | 7,272      |
| 特別損失         | 7,272      |
| 解約違約金        | 256,141    |
| 店舗閉鎖損失       | 6,759      |
| 減損損失         | 31,815     |
| 税引前当期純損失     | 217,566    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 882,684    |
| 法人税等調整額      | 32,424     |
| 当期純損失        | 10,043     |
|              | 925,151    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由 | 株主資本       |           |           |           |       |                     |            |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|---------------------|------------|
|          | 資本金        | 資本剰余金     |           |           | 利益剰余金 |                     |            |
|          |            | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 当期首残高    | 3,513,525  | 3,304,735 | 940,257   | 4,244,993 | 7,402 | △162,694            | △155,291   |
| 当期変動額    |            |           |           |           |       |                     |            |
| 減資       | △3,413,525 | -         | 3,413,525 | 3,413,525 | -     | -                   | -          |
| 当期純損失    | -          | -         | -         | -         | -     | △925,151            | △925,151   |
| 当期変動額合計  | △3,413,525 | -         | 3,413,525 | 3,413,525 | -     | △925,151            | △925,151   |
| 当期末残高    | 100,000    | 3,304,735 | 4,353,783 | 7,658,519 | 7,402 | △1,087,846          | △1,080,443 |

| 残高及び変動事由 | 株主資本       |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|----------|------------|-----------|--------|-----------|
|          | 自己株式       | 株主資本合計    |        |           |
| 当期首残高    | △2,066,375 | 5,536,852 | 21,520 | 5,558,372 |
| 当期変動額    |            |           |        |           |
| 減資       | -          | -         | -      | -         |
| 当期純損失    | -          | △925,151  | -      | △925,151  |
| 当期変動額合計  | -          | △925,151  | -      | △925,151  |
| 当期末残高    | △2,066,375 | 4,611,700 | 21,520 | 4,633,220 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法により評価しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 棚卸資産

##### ① 食材（原材料）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② ワイン（原材料）

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ③ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年から50年

車両運搬具 2年から5年

工具、器具及び備品 2年から20年

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「個別注記表（収益認識に関する注記）」に記載のとおりであります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 繰延資産の処理方法  
新株予約権発行費については3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。  
社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の減損会計を適用するに当たっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基礎とし資産のグルーピングを行っております。これらの資産グループのうち、減損の兆候のあるグループの固定資産の帳簿価額及び減損損失の事業ごとの合計は下記のとおりです。

(単位：千円)

|         | 減損損失    | 固定資産      |
|---------|---------|-----------|
| レストラン事業 | 217,566 | 1,292,758 |
| ホテル事業   | —       | 8,703,559 |

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）1. 店舗固定資産の減損（2）連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 19,047千円

（相殺前の繰延税金資産の金額 115,311千円）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 繰延税金資産の回収可能性（2）連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,839,009千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

|         |              |
|---------|--------------|
| 建物及び構築物 | 5,025,200 千円 |
| 土地      | 160,993      |
| 敷金及び保証金 | 1,175,038    |
| 計       | 6,361,231    |

(2) 担保に係る債務

|       |              |
|-------|--------------|
| 長期借入金 | 4,715,000 千円 |
| 計     | 4,715,000    |

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 105,002千円 |
| 短期金銭債務 | 85,292千円  |

4. 取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債務 | 440千円 |
|--------|-------|

5. 財務制限条項

詳細につきましては、連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）3. 財務制限条項をご参照ください。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 仕入高        | 199,804千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 81,305千円  |

2. 減損損失

詳細につきましては、連結注記表（連結損益計算書に関する注記）1. 減損損失をご参照ください。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 4,018,739株  | 76,500株    | -株         | 4,095,239株 |

(注) 自己株式の増加76,500株は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |              |
|-----------|--------------|
| 未払事業所税    | 5,474千円      |
| 資産除去債務    | 214,437千円    |
| 固定資産減損損失  | 834,607千円    |
| 関係会社株式評価損 | 91,913千円     |
| 繰越欠損金     | 2,405,196千円  |
| その他       | 113,136千円    |
| 繰延税金資産小計  | 3,664,765千円  |
| 評価性引当額    | △3,549,454千円 |
| 繰延税金資産合計  | 115,311千円    |

繰延税金負債

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △134,358千円 |
| 繰延税金負債合計        | △134,358千円 |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △19,047千円 |
|---------------|-----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の<br>名称                         | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |            | 取引<br>内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------------|--------------------------|---------------|---------------------------|------------|------------|-------------------|--------------|-----|--------------|
|     |                                    |                          |               |                           | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                   |              |     |              |
| 子会社 | HIRAMATSU<br>EUROPE<br>EXPORT SARL | 328,996                  | 飲食材の輸出        | (所有)<br>直接 100            | 兼任<br>1名   | 食材<br>の仕入  | 食材の<br>仕入<br>(注1) | 199,804      | 前渡金 | 83,669       |
|     |                                    |                          |               |                           |            |            |                   |              | 買掛金 | 85,292       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 食材の仕入については、市場実勢価格に基づいて決定しております。

2. その他の関係会社

| 種類           | 会社等の<br>名称<br>又は氏名                                 | 議決権<br>等の所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------------|--------------|-----|--------------|
| その他の<br>関係会社 | 株式会社<br>マルハン<br>太平洋ク<br>ラブイン<br>ベストメ<br>ント<br>(注1) | 被所有<br>直接<br>36.19        | コンサルテ<br>ィング<br><br>役員兼任<br>1名 | コンサルティング料<br>(注2) | 68,208       | 未払金 | 6,252        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社取締役である韓俊氏が代表取締役を務めております。

(注2) コンサルティング料については、業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                |        |
|----------------|--------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 65円28銭 |
| 2. 1 株当たり当期純損失 | 13円9 銭 |

(収益認識に関する注記)

「連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 田 健太郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひらまつの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 田 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひらまつの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ひらまつ 監査役会

常勤監査役 桑 原 清 幸 ㊟

監 査 役 唐 澤 洋 ㊟

監 査 役 岩 田 美知行 ㊟

(注) 監査役桑原清幸、唐澤洋及び岩田美知行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役1名選任の件

当社の飛躍的な成長に向けた事業戦略の策定と実行力の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

| 氏 名<br>(生年月日)                      | 略 歴、<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| みす かず やす<br>三須 和泰<br>(1957年2月28日生) | 1979年4月 三菱商事株式会社 入社<br>1992年2月 英国三菱商事 出向<br>1997年8月 三菱商事株式会社 帰任<br>2008年4月 同社 生活産業グループCEO オフィス室長<br>2009年4月 同社 食品本部長兼酪農食品ユニットマネージャー<br>コカ・コーラセントラルジャパン株式会社 社外取締役<br>株式会社菱食 社外取締役<br>コカ・コーラセントラルジャパン株式会社 社外取締役 退任<br>株式会社菱食 社外取締役 退任<br>2011年4月 同社 執行役員 中国生活産業グループ統括<br>2014年4月 同社 執行役員 海外市場本部長<br>2016年3月 カンロ株式会社 代表取締役社長<br>2019年1月 同社 代表取締役社長CEO兼コンプライアンスオフィサー<br>2022年6月 公益社団法人 日本ホッケー協会 代表理事就任 (現任)<br>2023年3月 カンロ株式会社 代表取締役 退任 | 一株         |

- (注) 1. 三須和泰氏は、社外取締役候補者であります。  
 2. 三須和泰氏からは、株主総会で本議案をご承認いただくことを条件に、社外取締役就任の承諾を得ております。  
 3. 三須和泰氏が就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。  
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年8月更新の予定となります。候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ①被保険者の範囲  
当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人
  - ②被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
  - ③補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律

上の損害賠償金及び争訟費用)について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、候補者の選任理由は次のとおりであります。

|    | 氏 名                                                    | 選 任 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外 | <small>みす かず やす</small><br><b>三須 和泰</b><br><b>(新任)</b> | <p>三須和泰氏は、三菱商事株式会社に入社後、食品本部長、執行役員・海外市場本部長などを歴任。複数の社外取締役としての実績も有しております。</p> <p>カンロ株式会社の代表取締役就任後は、新中期経営計画を策定し、着実な業績の改善向上を図りつつ2022年度には史上最高業績を実現するなど、経営課題解決に必要な実績及び経験を有しております。</p> <p>その豊富な経験及び高い見識を活かし、当社の新中期経営計画の効果的な推進を中心とした経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行できる人材である判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | いわた みちゆき<br>岩田 美知行<br>(1950年8月30日生) | 1974年4月 有限会社高橋コンピュータ会計事務所入社<br>1978年8月 エムエスティーコンサルタンツ株式会社<br>(ケーピーエムジー・エーエムエス株式会<br>社) 設立 (移籍)<br>1980年9月 エムエスティーコンサルタンツ株式会社<br>(ケーピーエムジー・エーエムエス株式<br>会社) 取締役<br>1988年7月 KPMG ピートマーウィック株式会社と<br>事業統合<br>1991年10月 KPMG ピートマーウィック株式会社パ<br>ートナー<br>1993年5月 株式会社インターナショナルビジネスサ<br>ービス 代表取締役専務<br>1997年2月 株式会社日本国際規格コンサルティング<br>(ケーピーエムジー・エムエムシー株式会<br>社に商号変更) 代表取締役社長<br>2009年1月 レイセントコンサルティング株式会社設<br>立 代表取締役 (現任)<br>2019年6月 当社監査役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>レイセントグループ株式会社 代表取締役 | 一株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2          | く どう ひ ろ と<br>工藤 裕人<br>(1964年3月28日生) | 1987年4月 株式会社パルコ入社<br>1987年6月 同社 営業課配属<br>2000年9月 同社 店舗統括局 営業推進部配属<br>2010年3月 同社 人事部 部長<br>2014年3月 同社 グループ監査室 室長<br>2018年3月 同社 業務構造改革・内部統制部 部長<br>2021年3月 同社 サステナビリティ推進部 業務<br>部長<br>2023年3月 同社 総合企画部 業務部長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社パルコ 総合企画部 業務部長（2023年8月7日<br>退職予定） | 一株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3          | ひらの ひろし<br>平野 洋<br>(1963年3月14日生) | 1984年10月 監査法人中央会計事務所 入社 監査第四部<br>1998年8月 中央監査法人社員就任<br>2003年7月 中央青山監査法人 代表社員就任<br>2007年8月 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任<br>2020年8月 平野洋公認会計士事務所 設立(現任)<br>2021年12月 アイセールズ株式会社 常勤監査役就任<br>2022年7月 同社 監査役退任<br>2023年2月 富士ソフト株式会社 社外監査役就任(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>平野 洋公認会計士事務所<br>富士ソフト株式会社 社外監査役 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田美知行氏、工藤裕人氏及び平野洋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 岩田美知行氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 各候補者が就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年8月更新の予定となります。候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ①被保険者の範囲  
当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
6. 岩田美知行氏は、株式会社東京証券取引所の定める「独立役員」として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き「独立役員」に指定する予定です。
7. 工藤裕人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、「独立役員」として同取引所に届け出る予定です。
8. 平野洋氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、「独立役員」として同取引所に届け出る予定です。

なお、各候補者の選任理由は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 |    | 氏 名                        | 選 任 理 由                                                                                                                                                                                    |
|------------|----|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 社外 | いわた みちゆき<br>岩田 美知行<br>(再任) | 企業経営に関するコンサルティング業務経験を活かし、取締役会及び監査役会等重要会議への出席への他、リスク管理における様々な助言など、客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、客観的な視点より経営及び業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。 |
| 2          | 社外 | くどう ひろと<br>工 藤 裕 人<br>(新任) | 事業会社で35年にわたり、店舗の第一線での販売・管理、その後本社にて人事、内部監査、業務構造改革・内部統制、サステイナビリティ推進を責任者として業務を行ってきており、当社の経営全般に対して職歴に基づく豊富な知見を活かした実効性の高い監査を期待できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。                                         |
| 3          | 社外 | ひらの ひろし<br>平 野 洋<br>(新任)   | 公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わるなど、財務の専門家としての豊富な経験を有しており、職歴に基づく高い知見を活かした実効性の高い監査を期待するものと判断し、社外監査役候補者となりました。                                                                                    |

ご参考

株主総会後の取締役会のスキルマトリクス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

| 氏名     | 属性          | コア   |      |            |       |                |              |              |                 | サブコア          |    |
|--------|-------------|------|------|------------|-------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|----|
|        |             | 企業経営 | 業界知識 | ストアオペレーション | 財務・管理 | ブランディングマーケティング | 人材育成<br>人材開発 | 法務・リスクマネジメント | グローバル経験・ダイバーシティ | ESG・サステイナビリティ | DX |
| 遠藤 久   | 代表取締役社長兼CEO | ◎    | ◎    | ◎          |       | ○              | ◎            |              | ○               | ○             |    |
| 北島 英樹  | 取締役CFO      | ◎    | ◎    | ○          | ◎     | ○              | ◎            | ◎            |                 |               | ○  |
| 成瀬 功一郎 | 取締役COO      | ◎    |      |            |       | ◎              |              |              | ○               |               | ◎  |
| 熊谷 信太郎 | 独立社外取締役     | ○    | ○    |            | ○     |                |              | ◎            |                 |               |    |
| 楠本 正幸  | 社外取締役       | ○    | ◎    |            |       | ◎              |              |              | ○               | ○             |    |
| 韓 俊    | 社外取締役       | ◎    | ○    |            |       |                | ◎            |              | ◎               | ○             |    |
| 笹尾 佳子  | 独立社外取締役     | ◎    |      |            |       |                | ◎            |              | ◎               | ○             |    |
| 三須 和泰  | 社外取締役       | ◎    |      |            |       | ◎              | ○            |              | ◎               | ○             |    |
| 岩田 美知行 | 独立社外監査役     | ○    |      |            | ○     |                |              | ◎            |                 | ◎             |    |
| 工藤 裕人  | 独立社外監査役     |      |      | ○          |       |                | ◎            | ○            | ○               | ◎             |    |
| 平野 洋   | 独立社外監査役     |      |      |            | ◎     |                |              | ◎            |                 |               |    |

当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべき10項目（コア8項目、サブコア2項目）のスキル（知識・経験・能力）を特定。  
保有するスキルを○とし、うち当社の戦略において当社が期待する役割を◎としております。

### 第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

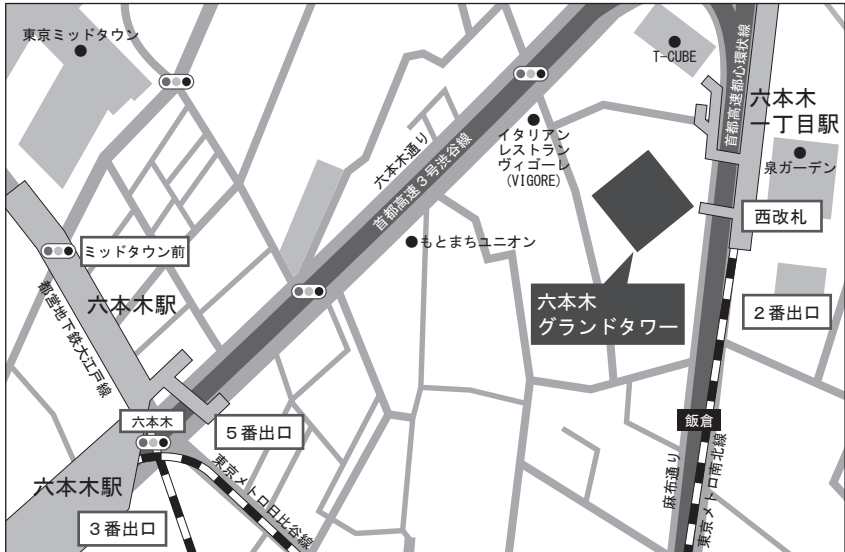
| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                       | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                            | 所有する当社の株式 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| し し ど ま き こ<br>宍 戸 雅 子<br>(1959年 1 月 20 日生)                                                                                                                                         | 1988年 7 月 センチュリー監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所<br>1997年 4 月 株式会社KPMG 審査登録機構入社<br>2003年 1 月 B S I グループジャパン株式会社入社<br>2006年 2 月 ソーシャルヴィジョン L L C 代表社員に就任（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>ソーシャルヴィジョン L L C 代表社員 | 一株        |
| 補欠の社外監査役候補者とした理由<br>宍戸雅子氏は、監査法人での勤務経験に加え、H A C C P 導入支援業務、内部統制関連業務、C S R 関連業務、I S O 審査業務など豊富な業務実績と幅広い見識を活かし、食の安全に関するリスクコントロールやコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の補欠の社外監査役候補者といいたしました。 |                                                                                                                                                                                           |           |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宍戸雅子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者が就任された場合には、当社との間で会社法第427条第 1 項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
4. 当社は、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年 8 月に更新予定です。候補者が就任された場合は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ①被保険者の範囲  
当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
5. 宍戸雅子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」の要件を満たしており、同氏が就任された場合には、「独立役員」として同取引所に届け出る予定です。

以 上

## 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木３－２－１住友不動産六本木グランドタワー  
 ９階  
 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
 電話 (03) 5545-1722



## 交通のご案内

- ・「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
- ・「六本木駅」5番出口徒歩6分（日比谷線・大江戸線）
- ・「溜池山王駅」13番出口徒歩8分（銀座線・南北線）

\*入場できる株主様の定員を50名様とし、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

\*駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませよう  
 お願い申し上げます。

\*当日ご出席の株主様へのお土産は予定しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。